

住民税が課税されない者

非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者
(②の者について、令和2年度以前は「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者」)

以上の者に対しては、町・県民税（退職所得につき分離課税される所得割を除く。）を課税することができないものである。（法295①）

また、①の者に対しては、退職所得につき分離課税される所得割を課税することができない。（法295①）

均等割の非課税

均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い町税条例で定める金額以下である者については、均等割を課することができないものである。（法295③）

前年の所得金額が、 $280,000円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$
+ 加算額 168,000円 + 100,000円

（但し、加算額 168,000円については控除対象配偶者又は扶養親族のある者）

…………… 地方税法施行令47条の3

※ 富士河口湖町は、3級地（生活保護規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分）に該当するので総務省令で定める率… 0.8

（生活保護法第8条第1項の級地区分 …… 3級地）

山梨県内の市町村では、甲府市以外は3級地となる

基本額 ; $350,000 \times 0.8 = 280,000円$

加算額 ; $210,000 \times 0.8 = 168,000円$

所得割の非課税

前年の所得金額が、 $350,000円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$
+ 加算額 320,000円 + 100,000円

（但し、加算額 320,000円については控除対象配偶者又は扶養親族のある者）

…………… 地方税法附則3の3

住 民 税 が 課 税 さ れ な い 個 人

(前頁の取りまとめ)

区 分	均 等 割	所 得 割
生活保護法による生活扶助を受けている人	非 課 税	非 課 税
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人	非 課 税	非 課 税
前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人	非 課 税	
所得が一定金額以下の人		非 課 税

個人の住民税は、負担分任の原則に基づき、地域住民税に対してできるだけ広くその負担を求めることを趣旨とする税となっている。しかしながら、自らの生活の糧を得ることができず、他人に扶養され、あるいは他人の経済的援助によって生活を維持している者のように、まったく担税力のない者、あるいは、担税力が著しく薄弱である者に対してまで税負担を求めることは、租税対策上適当ではなく、また、税負担の公平の見地からみても好ましいものではない。そこで、上記のような者には、個人の住民税は課税されない。